

公立大学法人神戸市外国語大学
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

第2版：2020年11月3日

学長メッセージ（学生の皆様へ）

今、全世界が新型コロナウイルスによって混乱しています。社会や経済への影響の大きさを考えると、未永く記憶される歴史的な事象であることは間違いありません。

このような状況の中で、みなさんも、外出を控え、経験のないオンライン授業への対応や課外活動の制限などで心身ともにたいへんなストレスを感じていることと思います。

この新型コロナウイルスに関しては未知のことが多く、感染防止の対応は慎重になされる必要があります。大学という場は、多くの人間の動線が複雑に交差し、感染防止が極めてむずかしい場所になります。人が動き、接触機会が増えれば、感染者が増えてしまうことも、経験的に知られています。もちろんリスクをゼロにするのは無理ですが、リスクを小さくする努力はしなければなりません。とりわけ、情報が少ない新しい病気に関しては、われわれは謙虚であるべきでしょう。

また、世間では、感染者を特定し誹謗中傷するという悲しい行為が後を絶ちません。本学の学生であるみなさんには、共感と想像力をもって対処して欲しいと思います。相手の立場で考え、寄り添う姿勢です。それは、私が外大生のもっとも素晴らしい美質であると信じているものです。様々な局面で発揮され、学内外の人びとに外大の魅力を発信し、本学の評価を高めてくれている「大学の宝」といって良いものです。コロナ禍の中でも、その姿勢を貫き、外大生らしさを失わないで欲しいと思います。

将来みなさんが活躍する世界では、想定外のことがいくらかでも起こります。そのときパニックに陥らず的確に対処する。それが本学での学びで身につけて欲しい力です。社会が危機に浮き足立ったとき「不寛容」が生まれます。みなさんには、そうした中でも、寛容と共感を忘れずに、将来の自分に恥じない対応をお願いしたいと思います。

最後に、みなさんには、教員や職員の親身で心強いサポートがあることを忘れないでください。この難局を、教職員、学生のみなさんで一丸となって、乗り切っていきたいと思えます。現在の辛い状況を乗り越えた先には、幾重にも大きくなり、頼もしくなったみなさんがいることを信じています。

2020年9月2日

学長 指 昭 博

目次

1. 本マニュアルの趣旨.....	4
2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針.....	4
3. 感染予防対策	5
(1) 日常的な感染予防対策.....	5
(2) 学内における感染予防対策.....	7
4. 【学生】	9
(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合.....	10
(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合.....	13
(3) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合.....	17
5. 【教職員】	20
(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合.....	21
(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合.....	24
(3) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合.....	28
6. 濃厚接触者について（厚労省 HP より抜粋）	31
7. 入構制限	32
8. 授業の実施形態	33
9. 学生の課外活動	33
10. 学内行事等	34
11. 事務局体制	34
12. 学内会議	35
13. 教職員の国内出張.....	35
14. 学生の公休の取り扱い.....	36
15. 教職員のサービスの取り扱い等.....	38
(1) サービスの取り扱い.....	38
(2) 妊娠中の女性職員等への配慮.....	38
(3) 学内託児サービス・ベビーシッター派遣事業の活用について.....	38
16. 感染者・濃厚接触者の人権について.....	40
17. 大学における主な相談窓口.....	41
18. 各種健康相談窓口（学外）	41
19. 参考資料・様式	42

1. 本マニュアルの趣旨

公立大学法人神戸市外国語大学（以下、「本学」という。）の学生、教職員、役員等、本学におけるすべての構成員の生命と安全、健康を守るため、また感染拡大防止の社会的責任を果たすために、各構成員が取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応について定めます。

なお、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症にかかわる動向や政府・自治体等の方針、兵庫県内や学内等における感染等の状況によって、対応を随時見直し、改訂するものとします。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針

- ・「神戸市外国語大学新型コロナウイルス感染症に対する対応指針」（別紙）に基づき、リスクレベル（レベル0～5）を判断し、レベルに応じて活動の制限を行います
- ・リスクレベルは、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で決定します。
- ・本指針の内容を変更した場合は、速やかに全構成員に周知します。

<リスクレベル判断の目安>

リスクレベル	判断の目安
レベル0 (通常)	<ul style="list-style-type: none"> ・国から終息宣言が発出 ・国内で感染が認められない。
レベル1 (一部制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で感染事例が認められない もしくは兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない。 ・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている。
レベル2 (制限—小)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で感染者が発生しており、感染拡大の恐れが認められる。 ・国や兵庫県から外出自粛や府県をまたぐ移動自粛要請等が発出されている。
レベル3 (制限—中)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府等から緊急事態宣言が発令されている。 ・兵庫県から休業要請が発出されている。
レベル4 (制限—大)	<p>緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、学内において感染者が発生した（感染者が構内へ立ち入っていない場合を除く）。</p> <p>※感染者・濃厚接触者が、1名～数名程度の場合で、かつ感染者等の行動が特定できている場合</p>
レベル5 (原則停止)	<p>緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、学内において感染者が発生した（感染者が構内へ立ち入っていない場合を除く）。</p> <p>※学内において、感染者との濃厚接触者が複数名おり感染がまん延する危険性がある場合</p>

3. 感染予防対策

(1) 日常的な感染予防対策

感染予防のため、三つの密（密閉、密集、密接）の回避、身体的距離の確保の他、以下の基本的な対策等を徹底いただくとともに、「新しい生活様式（次項参照）」を心がけてください。

①検温・健康管理の徹底について

毎日登校/出勤前に体温を計り健康状態を確認するとともに、発熱（平熱より高い場合）又は風邪症状がみられる場合には、大学に登校/出勤しないようにしてください。

②マスク着用

感染防止のため、学生/教職員のマスク着用を原則とします。

しかし、熱中症リスクを勘案して、人と十分な距離（2m以上）が保てる時には、適宜マスクを外す等、下記の点に留意しながら、マスクを外す時間を確保してください。

- ・3密（密集・密接・密閉）な場所では、マスクの着用が必要ですが、換気を十分に行うなど職場において感染予防対策が行われている場合は、周囲の人と十分な距離がとれる場所では、マスクを外して構いません。
- ・教室、職場、会議等で一定時間以上、他の者と対話をする場合、引き続き、マスク着用の徹底をお願いします。

③手洗い等による感染予防

咳エチケット*やせっけんによる手洗い・顔洗い、アルコール消毒、うがい等予防を徹底してください。

※ 咳エチケットとは感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

(参考) 正しい手の洗い方（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

④通学・通勤時における感染予防対策

- ・必要以上に長く大学内に滞在せず、混雑を避けて帰宅するようにしてください。
- ・また、通学時において、学生同士大声で会話を行わないよう心がけてください。
- ・公共交通機関を利用する場合は、以下の事項を徹底してください。

○必ずマスクを着用すること

○人との会話は控え、可能な限り距離を保つこと

(参考) 鉄道を安心して利用いただくためのお願い（国交省）

<https://www.tokyu.co.jp/image/information/pdf/708f1d2b340937dd8a0da95fac078689dc5851f5.pdf>

(参考)

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 神戸市「新型コロナウイルス対策サイト」
https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid_19.html
- 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

「新しい生活様式」の実践例

(第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 (令和2年5月4日開催))

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m (最低1m)** 空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う** (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避 (**密集、密接、密閉**)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

(2) 学内における感染予防対策

共通

本学では、以下の感染予防対策を講じています。

① 教室内の対策

- ・ 教室では、各教室利用者が30分に1回窓を開け、5分程度換気を行います（換気の合図のためチャイムを鳴らします）。
- ・ 教職員、学生にはマスクの着用を義務付けると共に、希望者には、持ち運び型のパーテーション及びフェイスシールドを貸与します。
- ・ 体育の授業については、熱中症予防の観点からマスクの着用は義務付けておりません。授業実施前に職員管理の下で検温し、自覚症状（咳・味覚/嗅覚障害等）の有無を確認します。
- ・ マイク等の共用物を除菌するための除菌シートを教室に備え付けます。

② 学内の清掃・消毒

- ・ 全教室・スチューデントコモンズ・図書館の机・椅子、手すり及びドアノブ等、共用部分については、アルコールによる消毒を行っています。
- ・ 共用パソコンについては、アルコール消毒を行うことが難しいため、利用前・利用後には必ず手指消毒を行っていただくようお願いいたします。
また、共用パソコンの近くには、アルコール消毒液に加えて、使い捨てのゴム手袋を設置し、希望者が使用できるようにします。

③ アルコール消毒液の設置

- ・ 各施設の入口だけでなく、教室毎にアルコール消毒液を設置します。教室の入室時および退室時には必ず手指消毒を行ってください。

④ 飲食時（学生食堂等）の過密防止

- ・ 学生食堂では、座席を間引き、全てのテーブルにパーテーションを設置します。
- ・ 飲食時はマスクを外し、飛沫感染のリスクが高くなるため、学生・教職員の皆様も極力会話は控え、短時間（30分以内を目安）での利用としてください。
- ・ また、生協において弁当販売を行うと共に、飲食スペースとして、学生食堂以外に大ホールおよび中庭をご利用いただけるよう開放します。利用者は、昼食場所の分散にご協力ください。
- ・ 食堂の入口に消毒液を設置しておりますので、食事の前後に手指を消毒してください。
- ・ 食器等の返却口付近に返却用のメタルラックを新設し、食器返却時の混雑を緩和します。

⑤ 窓口における飛沫感染防止

- ・ 各窓口に、パーテーションを設置し、職員はマスクまたはフェイスシールドを必ず着用して対応します。

⑥ 啓発ポスター・ハンドブック

教室内や共用施設には、手洗い・消毒等に関する啓発ポスターを掲示します。また日常や大学内での感染予防対策をまとめたハンドブックを学生向けに作成していますので、必ずご確認ください。

<ハンドブック><http://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2020/20780.html>

⑦課外活動の実施にあたって

- ・課外活動の再開を希望する団体は、「課外活動における遵守事項」にある、活動内容、代表者の管理、3密回避・換気、感染予防・消毒・共用物の回避等についての留意点を必ず確認の上、課外活動申請書、参加者一覧（代表者保管分）を学生支援班に提出してください。学生支援部長の了承後に活動を再開することが可能となります。
様式はGAIDAIPASSからダウンロードしてください。

⑧その他学内における感染予防対策

- ・保健室では、万が一感染者が発生した場合の対策として、来室前に事前連絡することとし、状況に応じて別室で対応する等、感染が拡大しないよう慎重に対応します。
利用者は、緊急の場合を除き、必ず事前連絡するようにしてください。

【保健室】078-794-8136

- ・来学できない学生のために、就職支援にかかる面談についてオンラインでも実施しています。就職支援に関する問い合わせは、キャリアサポートセンターまでお願いします。

【キャリアサポートセンター】078-794-8451

4. 【学生】

学生

(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合

(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(3) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合

それぞれの場合の「フローチャート」は、別紙にてご確認ください。

学生	本学の対応等
<p>下記①～⑥のとおり行動し、PCR検査の受検が決定した場合は、下記⑦のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>毎朝検温し、熱がある場合や右記の症状がある場合は登校せず、自宅待機し④以降の行動を取ってください。</u>また、下記a～bに該当する場合も登校せず、④以降の行動を取ってください。</p> <p>a. 同居の家族感染した又は感染の疑いがある場合</p> <p>b. 保健所の調査により学生又は同居の家族が感染者との「濃厚接触者」に指定された場合</p> <p>② <u>検温せずに登校した場合は、保健室に連絡をしてください。</u>電話：078-794-8136</p> <p>③ <u>②で熱がある場合及び学内で体調の異変に気付いた場合は、速やかに帰宅してください。</u>授業中の場合は担当教員に断った上で速やかに帰宅してください。</p> <p>※自宅でオンライン授業を受講する場合で、症状が比較的軽く、授業を受講できると自身で判断した場合は、そのまま授業を受講してください。授業を受講できない場合は、担当教員に連絡の上、④以降の行動をとってください。</p> <p>④ <u>右記1～3に該当する場合は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関又は発熱等受診・相談センター等に電話で相談し、必要に応じて医療機関を受診の上、医師などの指示に従ってください。</u></p> <p>(神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口) 電話：078-322-6250 (神戸市内在住)</p>	<p>(参考)</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症が疑われる症状発熱、せき、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感、頭痛、腹痛、下痢、吐き気、味覚障害、嗅覚障害など</u></p> <p>※ 左記①に従い、<u>大学に登校せず、かつオンライン授業の受講もできなかった場合には、「公休扱い」とします。</u></p> <p>公休の取り扱いは、36ページをご確認ください。</p> <p>・教員は、学生から、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」と欠席の連絡を受けた際は、<u>詳細の情報は聞かず、「PCR検査を受検する場合には総務人事班へ連絡するよう」伝えてください。</u>なお、取得した情報は、他言することなく、取り扱いに十分注意してください。(すぐに対応が必要であると判断された場合は、総務人事班((1).⑦の連絡先)までご相談ください。)</p> <p>(参考)</p> <p>かかりつけ医がない場合は、各自治体の受診・相談センター等に相談してください。相談センター等に相談する際の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐに相談してください。</p> <p>1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p>

<p>(市外在住者の相談窓口)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html</p> <p>⑤ ④の対応を取らず、経過観察中に薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、<u>以下の条件を満たしてから、登校</u>してください（オンライン授業のみの場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 ・症状が出てから10日間経過している。 <p>※登校に際してはマスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底してください。</p> <p>なお、医療機関にかかった場合や相談センター等に相談をした場合には、医師等の指示に従ってください。</p> <p>⑥ ④の結果、「新型コロナウイルス感染症」とは別の病名の診断が下される等、<u>PCR検査の受検が不要と診断された場合は、医師等の指示に従ってください。</u></p> <p>⑦ ④の結果、<u>PCR検査の受検が決定した場合は、速やかに大学（事務局経営企画グループ総務人事班）へ連絡してください。</u></p> <p>【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp 【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）</p> <p>報告方法は、下記のとおり。</p>	<p>2. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方</p> <p>3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。</p> <p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 学籍番号、氏名 イ 現在の状況・病院等の受診について ウ 行動歴 エ 接触者に関する情報 オ 休講等の対応について</p>
---	--

<p>※本学HP (http://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2020/20749.html) より「感染者等質問項目表」をダウンロード・記入し、メールに添付して報告してください。</p> <p>※また、本人からの連絡が難しい場合には、保証人等から本学へ連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※提出いただいた内容に基づき、総務人事班から電話連絡をさせていただくことがあります。</p> <p>⑧ PCR検査の結果が陽性となった場合は、次項以降の「(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合」をご確認ください。</p> <p>⑨ PCR検査の結果が陰性となった場合でも、医師等から指示がある場合は、その指示に従ってください。また、総務人事班((1).7の連絡先)にその旨報告してください。</p>	<p>カ 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務人事班は、状況に応じて、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。 ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 <p>・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意すること。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に関する学生からの報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、<u>万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。</u></p> <p>・総務人事班は、PCR検査の結果について、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
---	---

学生	本学の対応等
<p>PCR検査の結果、「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、下記①②のとおり行動し、③④のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>医療機関等から指示された期間は出席停止</u>とします。 (診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も出席禁止とします。)</p> <p>※自宅等でオンライン授業を受講する場合で、症状が比較的軽く、授業を受講できると自身で判断した場合は、そのまま授業を受講してください。授業を受講できない場合は、総務人事班に連絡の上、②の行動をとってください。</p> <p>② 医療機関の指示に従い、<u>治療に専念してください</u>。</p> <p>③ <u>総務人事班((1).⑦のとおり)に検査結果を報告してください</u>。</p> <p>本人からの報告が困難な場合には、保証人等から連絡をお願いします。</p>	<p>※ 左記①に従い<u>大学に登校せず、かつオンライン授業の受講もできなかった場合には、「公休扱い」とします</u>。</p> <p>公休の取り扱いは、36ページをご確認ください。</p> <p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 学籍番号、氏名 イ 現在の状況・病院等の受診について ウ 行動歴 エ 接触者に関する情報 オ 休講等の対応について カ 連絡先</p> <p>・総務人事班は、別に定める対応マニュアルに従い、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が所属する学科・グループ代表 ・指導教員 ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 ・企画広報班係長・担当 ・所管グループ長・係長・担当 ・保健室

・個人情報保護の観点から、情報を扱う者は上記の者に留め、情報を得た者は、その情報を他言することなく取り扱いに十分注意すること。

(1) 当該学生が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合
→保健所等からの指示内容に従い対応する。

(2) 当該学生が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合
→保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

- ① 必要な事務所を閉鎖する
- ② 保健所等から濃厚接触者と認定された者は登校/出勤停止とする
- ③ ①で閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする
- ④ オンライン授業は継続して実施
- ⑤ 保健所の指示等に基づき消毒を実施。
- ⑥ 消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、③において登校/出勤停止となっている者に対して、登校/出勤可能となった旨連絡する。

(3) 感染者が複数出た場合(クラスター発生の可能性がある場合等)
→保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

- ① 一定期間キャンパス閉鎖
- ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、自宅待機とし、人と接触しないよう要請
- ③ 状況に応じてオンライン授業は継続して実施
- ④ その後も必要に応じて、全構成員に対し、一定期間、自宅待機/在宅勤務等を指示

<p>④ <u>医師よりの登校可との判断に従い、総務人事班（(1)、⑦の連絡先）に経過を報告してください。</u></p>	<p>⑤ 保健所の指示等に基づき消毒を実施。 ⑥ 消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、全構成員に連絡する。 ※上記（2）（3）の対応については、状況により対応が異なるため、状況に応じて臨時役員会にて必要な措置を決定し、構成員に対して周知を行う。</p> <p><広報> （1）～（3）のいずれの場合においても、企画広報班はなるべく速やかに、感染(者)状況を公表する。</p> <p>※公表する内容は、個人が特定されないことがないように、以下の情報に限る。 ①構成員の区分（学生/教員/職員など） ②市内在住か市外在住か ③症状（軽症/重症など）</p> <p>また、神戸市記者クラブへの記者資料提供を行う。このため、個人情報の保護に配慮しながら、神戸市企画調整局と公表内容を擦り合わせる。</p> <p>（参考：厚労省HPより） 国内外の知見（後述）によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。</p> <p>そのため、以下の厚労省HPの通り、入院や療養生活の経過期間、各種検査結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることとなります。</p> <p>なお、退院後の4週間は、毎日、体温測定を行うなどの自己健康管理といった対応をしていただきながら、社会生活を送っていただくことにご留意ください。</p>
---	--

	<p>(厚労省HP : (問6))</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_ga_00001.html#Q5-6</p> <p>(本学の対応)</p> <p>・総務人事班は、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
--	---

学生	本学の対応等
<p>濃厚接触者として特定された場合、下記①②のとおり行動し、下記③のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>感染者と最後に濃厚接触した日から2週間は登校禁止</u>とします。 なお、オンライン授業の受講は可能です。</p> <p>② 自宅待機等、<u>居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください</u>。</p> <p>③ <u>総務人事班</u> ((1). ⑦のとおり) <u>に右記の事項を報告</u>してください。</p>	<p>(参考)</p> <p>濃厚接触者の定義等は、31ページのとおりです。 ご自身が濃厚接触者にあてはまると思われる場合には、31ページの内容をご確認いただき、適切に行動してください。</p> <p>※ 左記①に従い<u>大学に登校せず、かつオンライン授業の受講もできなかった場合には、「公休扱い」とします。</u></p> <p>公休の取り扱いは、36ページをご確認ください。</p> <p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 学籍番号、氏名 イ 現在の症状及び状況 ウ 感染者との接触の状況 エ 行動歴 オ 接触者に関する情報 カ 休講等の対応について キ 連絡先</p> <p>※総務人事班は、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が所属する学科・グループ代表 ・指導教員 ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 ・企画広報班係長・担当 ・所管グループ長・係長・担当

※個人情報保護の観点から、情報を扱う者は上記の者に留め、情報を得た者は、その情報を他言することなく取り扱いに十分注意すること。

(1) 当該学生が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っていない場合及び他に本学関係者に感染者との濃厚接触者がいない場合の対応

→保健所等からの指示内容に従い対応する。

(2) 当該学生が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っている場合の対応

→保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

①必要な事務所を閉鎖

②保健所等から濃厚接触者と認定された者は登校/出勤禁止とする

③閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする

④オンライン授業は継続して実施

⑤保健所の指示等に基づき消毒を実施。

⑥消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、③において登校/出勤停止となっている者に対して、登校/出勤可能となった旨連絡する。

(3) 濃厚接触者が複数出た場合は、保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

①一定期間キャンパス閉鎖

②全構成員に対し、一定期間入構禁止、自宅待機とし、人と接触しないよう要請

③オンライン授業は継続して実施

④その後も必要に応じて、全構成員に対し、一定期間在宅勤務等を指示保健所の指示に基づき消毒を実施。

⑤消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、全構成員に連絡する。

<p>④ その後、PCR検査の結果が陽性となった場合は、「(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合」をご確認ください。</p> <p>⑤ PCR検査の結果が陰性となった場合でも、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所や医師の指示に従ってください。また、総務人事班(1).⑦の連絡先にその旨報告してください。</p>	<p>※上記(2)(3)の対応については、状況により対応が異なるため、状況に応じて臨時役員会にて必要な措置を決定し、構成員に対して周知を行う。</p> <p><広報></p> <p>(1)～(3)のいずれの場合においても、企画広報班はなるべく速やかに、感染(者)状況を公表する。</p> <p>※公表する内容は、個人が特定されないことがないように、配慮する。</p> <p>また、神戸市記者クラブへの記者資料提供を行う。このため、個人情報の保護に配慮しながら、神戸市企画調整局と公表内容を擦り合わせる。</p> <p>※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務人事班は、PCR検査の結果について、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
--	---

5.【教職員】

教職員

(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合

(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(3) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合

それぞれの場合の「フローチャート」は、別紙にてご確認ください。

教職員	本学の対応等
<p>下記①～⑥のとおり行動し、PCR検査の受検が決定した場合は、下記⑦のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>毎朝検温し、熱がある場合や右記の症状がある場合は出勤せず、自宅で待機し④以降の行動を取ってください。</u>また、下記a～cに該当する場合も出勤せず、④以降の行動を取ってください。</p> <p>a. 同居の家族に同様の症状がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>b. 同居の家族が感染（感染疑いがある）と診断された場合</p> <p>c. 保健所の調査により教職員又は同居の家族が感染者との「濃厚接触者」に指定された場合</p> <p>② <u>就業中に体調の異変に気付いた場合は、速やかに帰宅してください。</u></p> <p>③ <u>上記①・②の場合、在宅勤務または職務専念義務の免除</u>とします。 ※症状が比較的軽く、勤務を行えると判断した場合は、在宅勤務とします。 ※在宅勤務を行うことが出来ない場合は、職務専念義務の免除とします。②の行動をとってください。</p> <p>④ <u>右記1～3に該当する場合は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関又は発熱等受診・相談センター等に電話で相談し、必要に応じて医療機関を受診の上、医師などの指示に従ってください。</u></p> <p>(神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口) 電話：078-322-6250 (神戸市内在住)</p>	<p>(参考)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が疑われる症状 発熱、せき、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感、頭痛、腹痛、下痢、吐き気、味覚障害、嗅覚障害など</p> <p>(参考)</p> <p>かかりつけ医がない場合は、各自治体の受診・相談センター等に相談してください。相談センター等に相談する際の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐに相談してください。</p> <p>1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれか</p>

<p>(市外在住者の相談窓口)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html</p> <p>⑤ ④の対応を取らず、経過観察中に薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、<u>以下の条件を満たしてから、出勤</u>してください（在宅勤務の場合は除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 <p>※出勤に際してはマスク着用、手洗い、咳エチケット等を引き続き徹底してください。 なお、医療機関にかかった場合や相談センター等に相談をした場合には、医師等の指示に従ってください。</p> <p>⑥ ④の結果、「新型コロナウイルス感染症」とは別の病名の診断が下される等、<u>PCR検査の受検が不要と診断された場合は、医師等の指示に従ってください。</u></p> <p>⑦ ④の結果、<u>PCR検査の受検が決定した場合は、速やかに経営企画グループ総務人事班へ連絡</u>してください。</p> <p>【メール】soumu@office.kobe-cufs.ac.jp 【電話】078-794-8121（平日：8:30～17:15） 報告方法は、下記のとおり。</p>	<p>がある場合</p> <p>2. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方</p> <p>3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。</p> <p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 氏名 イ 現在の状況・病院等の受診について ウ 行動歴 エ 接触者に関する情報 オ 職免等の対応について カ 連絡先</p>
---	--

<p>※本学HP (http://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2020/20749.html) より「感染者等質問項目表」をダウンロード・記入し、メールに添付して報告してください。</p> <p>※また、本人からの連絡が難しい場合には、ご家族等から本学へ連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※提出いただいた内容に基づき、総務人事班から電話連絡をさせていただくことがあります。</p> <p>⑧ PCR検査の結果が陽性となった場合は、次項以降の「(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合」をご確認ください。</p> <p>⑨ PCR検査の結果が陰性となった場合でも、医師等から指示がある場合は、その指示に従ってください。また、総務人事班 ((1).7の連絡先) にその旨報告してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務人事班は、状況に応じて、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。 ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 ・所属学科/グループ代表（教員の場合） ・所属グループ長・係長（職員の場合） <p>・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意すること。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に関する報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、<u>万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。</u></p> <p>・総務人事班は、PCR検査の結果について、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
---	--

教職員	本学の対応等
<p>PCR検査の結果、「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、下記①②のとおり行動し、③④のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>医療機関等から指示された期間は出勤停止</u>とします。 (診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も出勤停止とします。)</p> <p>※症状が比較的軽く、勤務を行えると判断した場合は、在宅勤務とします。 ※在宅勤務を行うことができない場合は、職務専念義務の免除とします。②の行動をとってください。</p> <p>② 医療機関の指示に従い、<u>治療に専念してください</u>。</p> <p>③ <u>総務人事班 ((1). ⑦のとおり) に検査結果を報告してください</u>。 本人からの報告が困難な場合には、ご家族等から連絡をお願いします。</p>	<p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 氏名 イ 現在の状況・病院等の受診について ウ 行動歴 エ 接触者に関する情報 オ 休講・職免等の対応について カ 連絡先</p> <p>・総務人事班は、別に定める対応マニュアルに従い、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 ・企画広報班係長・担当 ・所属学科/グループ代表（教員の場合） ・所属グループ長・係長（職員の場合） ・所管グループ長・係長・担当 ・保健室 <p>・個人情報保護の観点から、情報を扱う者は上記の者に留め、情報を得た者は、その</p>

情報を他言することなく取り扱いに十分注意すること。

(1) 当該教職員が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合

→保健所等からの指示内容に従い対応する。

(2) 当該教職員が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合

→保健所指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

- ① 必要な事務所を閉鎖する。
- ② 保健所等から濃厚接触者と認定された者は登校/出勤停止とする。
- ③ ①で閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする。
- ④ オンライン授業は継続して実施。
- ⑤ 保健所の指示等に基づき消毒を実施。
- ⑥ 消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、③において登校/出勤停止となっている者に対して、登校/出勤可能となった旨連絡する。

(3) 感染者が複数出た場合(クラスター発生の可能性がある場合等)

→保健所指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。

- ① 一定期間キャンパス閉鎖
- ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、自宅待機・在宅勤務とし、人と接触しないよう要請(ただし、広報対応や消毒対応等、必要最小限の職員のみ出勤とする。)
- ③ 状況に応じて、オンライン授業は継続して実施
- ④ その後も必要に応じて、全構成員に対し、一定期間自宅待機・在宅勤務等を指示
- ⑤ 保健所の指示に基づき消毒を実施。

⑥ 消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、全構成員に連絡する。

※上記（２）（３）の対応については、状況により対応が異なるため、状況に応じて臨時役員会にて必要な措置を決定し、構成員に対して周知を行う。

<広報>

（１）～（３）のいずれの場合においても、企画広報班はなるべく速やかに、感染（者）状況を公表する。

※公表する内容は、個人が特定されないことがないよう、以下の情報に限る。

- ①構成員の区分（学生/教員/職員など）
- ②市内在住か市外在住か
- ③症状（軽症/重症など）

また、神戸市記者クラブへの記者資料提供を行う。このため、個人情報の保護に配慮しながら、神戸市企画調整局と公表内容を擦り合わせる。

（参考：厚労省HPより）

国内外の知見（後述）によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。

そのため、以下の通り、入院や療養生活の経過期間、各種検査結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることとなります。

なお、退院後の4週間は、毎日、体温測定を行うなどの自己健康管理といった対応をしていただきながら、社会生活を送っていただくことにご留意ください。

④医師よりの出勤可との判断に従い、総務人事班（1. ⑦の連絡先）に経過を報告してください。

	<p>(厚労省HP : (問6))</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00001.html#Q5-6</p> <p>(大学の対応)</p> <p>・総務人事班は、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
--	---

(3) 新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合

教職員	本学の対応等
<p>濃厚接触者として特定された場合、下記①②のとおり行動し、下記③のとおり大学に報告してください。</p> <p>① <u>感染者と最後に濃厚接触した日から2週間は出勤停止</u>とします。 ※症状がなく、勤務を行えると判断した場合は、在宅勤務とします。 ※在宅勤務を行うことができない場合は、職務専念義務の免除とします。②の行動をとってください。</p> <p>② 自宅待機等、<u>居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください</u>。</p> <p>③ <u>総務人事班((1).⑦のとおり)に右記の事項を報告</u>してください。</p>	<p>(参考)</p> <p>濃厚接触者の定義等は、31ページのとおりです。 ご自身が濃厚接触者にあてはまると思われる場合には、31ページの内容をご確認いただき、適切に行動してください。</p> <p>(本学の対応)</p> <p>総務人事班は、「感染者等質問項目表」に基づき、ヒアリングを行う。</p> <p>ア 氏名 イ 現在の症状及び状況 ウ 感染者との接触の状況 エ 行動歴 オ 接触者に関する情報 カ 休講・職免等の対応について キ 連絡先</p> <p>※総務人事班は、学長・副学長・事務局長・その他必要最小限の関係者（下記関係者に限る）に状況報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営企画室長 ・経営企画グループ長 ・企画広報班係長・担当 ・所属学科/グループ代表（教員の場合） ・所属グループ長・係長（職員の場合） ・所管グループ長・係長・担当

	<p>※個人情報保護の観点から、情報を扱う者は上記の者に留め、情報を得た者は、その情報を他言することなく取り扱いに十分注意すること。</p> <p>(1) 当該教職員が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っていない場合及び他に本学構成員に感染者との濃厚接触者がいない場合の対応 →保健所等からの指示内容に従い対応する。</p> <p>(2) 当該教職員が感染者との濃厚接触後に大学構内に立ち入っている場合の対応 →保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。</p> <p>①必要な事務所を閉鎖 ②保健所等から濃厚接触者と認定された者は登校/出勤停止とする ③閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする ④オンライン授業は継続して実施 ⑤保健所の指示等に基づき消毒を実施。 ⑥消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、③において登校/出勤停止となっている者に対して、登校/出勤可能となった旨連絡する。</p> <p>(3) 濃厚接触者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等） →保健所の指示に従い、下記のうち必要な措置を取る。</p> <p>①一定期間キャンパス閉鎖 ②全構成員に対し、一定期間入構禁止、自宅待機・在宅勤務とし、人と接触しないよう要請（ただし、広報対応や消毒対応等、必要最小限の職員のみ出勤します。） ③状況に応じて、オンライン授業は継続して実施 ④その後も必要に応じて、全構成員に対し、一定期間自宅待機・在宅勤務等を指示</p>
--	---

<p>④ その後、PCR検査の結果が陽性となった場合は、上記「(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合」をご確認ください。</p> <p>⑤ PCR検査の結果が陰性となった場合でも、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所や医師の指示に従ってください。また、総務人事班(1).⑦の連絡先にその旨報告してください。</p>	<p>⑤保健所の指示等に基づき消毒を実施。</p> <p>⑥消毒が完了し、登校/出勤可能となった時点で、全構成員に連絡する。</p> <p>※上記(2)(3)の対応については、状況により対応が異なるため、状況に応じて臨時役員会にて必要な措置を決定し、構成員に対して周知を行う。</p> <p><広報></p> <p>(1)～(3)のいずれの場合においても、企画広報班はなるべく速やかに、感染(者)状況を公表する。</p> <p>※公表する内容は、個人が特定されないことがないよう、配慮する。</p> <p>また、神戸市記者クラブへの記者資料提供を行う。このため、個人情報の保護に配慮しながら、神戸市企画調整局と公表内容を擦り合わせる。</p> <p>※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務人事班は、PCR検査の結果について、学長・副学長・事務局長、その他、本情報を得ている関係者に速やかに状況を報告する。</p>
--	---

6. 濃厚接触者について（厚労省 HP より抜粋）

共通

- 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1 m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3

<本学における対応>

- ・上述の内容に従い、原則として保健所の指示に基づき対応することとしますが、以下の場合には、感染拡大防止の観点から、適切に行動してください。

① 同居のご家族に感染又は感染疑いの診断がなされた場合

→登校/出勤は控え、総務人事班に報告してください。また、不要不急の外出は控えてください。

② 大学（総務人事班）から感染者/感染疑いのある者へ聞き取りを行った結果、上記の内容に照らして「濃厚接触者」の疑いが高いと考えられる場合

→総務人事班から情報提供があった場合、上記①と同様の対応をとってください。

<接触確認アプリ等による通知を受けた場合の対応>

- ・接触確認アプリ等に登録すると、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触があった場合や、クラスターが発生した際に通知を受け取ることができます。COCOA や兵庫県新型コロナ追跡システムより、陽性者との接触の可能性が確認された等の通知を受けた場合は、41 ページに記載の「18. 各種健康相談窓口」に相談し、指示に従ってください。

7. 入構制限

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて市民/学生の入構制限を判断します。

入構を許可する場合には、「3密の回避」「マスク着用・手洗い等の徹底」等の「新しい生活様式」の実践を確保し、学内における感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	<p>市民の方の入構は、本学施設を利用する場合を除き禁止とする。 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用・課外活動以外の立ち入りをできるだけ自粛させる。</p> <p>【図書館の利用】 感染拡大防止に配慮して、学外者を含め全ての利用を許可します（通常通りの曜日、時間帯で開館します）。</p>
レベル2	<p>市民の方の入構は禁止とする（図書館の利用を除く）。 学生の入構は必要な場合（各部署において入構を許可する場合など）を除いて学内への立ち入りは自粛させる。</p> <p>【図書館の利用】 感染予防対策を十分に講じられる範囲において学内者及び市民の利用を許可します（通常の曜日に開館しますが、対面授業の実施状況により夜間の開館時間を短縮することがあります）。</p>
レベル3	<p>学生・市民の方の入構を禁止する。 学生の来学は、直接対面を要する奨学金手続き等、やむを得ず来学が必要な場合のみ、事前相談の上、許可する。</p> <p>【図書館の利用】 図書館は閉館します。（ただし、教員の利用は認めます。また、大学院生は、指導教員の許可があった場合にのみ利用を認めます。）</p>
レベル4	<p>学生・市民の方の入構を禁止する。</p> <p>【図書館の利用】 図書館は閉館します。（教員、大学院生の利用も禁止します。）</p>
レベル5	<p>学生・市民の方の入構を禁止する。</p> <p>【図書館の利用】 図書館は閉館します。（教員、大学院生の利用も禁止します。）</p>

8. 授業の実施形態

共通

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて授業の実施形態を判断します。

感染リスクが解消されるまでの間はオンライン授業を導入することとし、対面授業を行う場合には、「学生への検温・マスク着用等の指導」や「パーティションの設置」等、必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	対面とオンラインを併用して開講する。
レベル2	原則としてオンライン授業のみとする。 ただし、大学が必要と認める授業は、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施する。
レベル3	オンライン授業のみとする。
レベル4	保健所の指導に従い、臨時休講もしくはオンライン授業とする。 教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止とするが、保健所の指示のもと、安全が確保される場合のみ許可する。
レベル5	保健所の指導に従い、臨時休講もしくはオンライン授業とする。 教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止とする。

9. 学生の課外活動

学生

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて学生の課外活動を判断します。

課外活動を認める場合においても、「3密の回避」「マスク着用・手洗い等の徹底」等の「新しい生活様式」の実践を確保し、感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可する。
レベル2	全面活動禁止とする。 ただし、感染拡大防止措置を十分に講じることができ、かつ大学が必要と認めるときは、課外活動を許可します。
レベル3	全面活動禁止とする。
レベル4	全面活動禁止とする。
レベル5	全面活動禁止とする。

課外活動の再開を希望する団体は、「課外活動における遵守事項」にある、活動内容、代表者の管理、3密回避・換気、感染予防・消毒・共用物の回避等についての留意点を必ず確認の上、課外活動申請書、参加者一覧（代表者保管分）を学生支援班に提出してください。学生支援部長の了承後に活動を再開することが可能となります。

様式はGAIDAIPASSからダウンロードしてください。

10. 学内行事等

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて大学主催の学内行事の実施を判断します。行事を実施する場合にも、行事の実施形態に応じて必要な感染予防対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染防止措置を講じた上で、対面で実施する。
レベル2	原則としてオンラインで開催する。 ただし、大学が必要と認めるものは、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施する。
レベル3	オンライン開催のみとする。
レベル4	オンライン開催のみとする。
レベル5	オンライン開催のみとする。

11. 事務局体制

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じた事務局体制とします。

「在宅勤務」「時差出勤」等の必要な措置を講じ、感染拡大を防ぐ取組みを行います。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行う。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続し、利用は可能とする)。
レベル2	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務とするが、時差出勤と在宅勤務を継続する。
レベル3	感染拡大防止に配慮しつつ、業務上必要な人員が出勤し、その他は在宅勤務とする。
レベル4	保健所の指導に従い、事務所を閉鎖する。 閉鎖された事務所で勤務する職員は事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする。
レベル5	保健所の指導に従い、原則として全ての事務所を閉鎖します。 大学機能を最低限維持するため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とする。

※ 事務局職員の時差出勤・在宅勤務の実施頻度については、感染拡大状況に応じて、都度判断します。

※ 教員は、教育・研究活動に支障がない程度に、状況に応じて在宅勤務を実施します。

12. 学内会議

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の会議の実施形態を判断します。
対面での会議を実施する場合には、必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮し、対面での会議を行う。 ただし、参加人数が多いなど「3密」を避けることが出来ない場合はメール審議またはオンライン会議とする。
レベル2	原則としてメール審議またはオンライン会議とする。 ただし、対面での実施が必要かつ参加人数が少ない場合は、感染防止措置を講じた上で実施する。
レベル3	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とする。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とする。
レベル4	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とする。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とする。
レベル5	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とする。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とする（緊急のものに限る）。

13. 教職員の国内出張

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の国内出張を判断します。
また、政府や自治体からの移動自粛要請を鑑み、状況に応じて必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮しつつ、必要な出張については許可する。
レベル2	国や県から移動自粛を要請されている地域以外への必要最低限の出張のみ許可する。 (移動の自粛を要請されている地域への、不要不急の出張は原則許可しない)
レベル3	全面禁止とする。
レベル4	全面禁止とする。 感染者の発生時以前2週間において、大学に立ち入っておらず、感染者・濃厚接触者との接触がない場合は、レベル1～3のいずれかの状況に応じて当該レベルの取扱いに準じる。
レベル5	全面禁止とする。

14. 学生の公休の取り扱い

学生

学生が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等、下記の①～④に該当する場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となり本学の「公休」としての取扱となります。※1

手続き方法は、次ページを参照してください。

事由	出席停止（公休）期間等	提出書類
① 新型コロナウイルスに感染した場合	医療機関等から指示された期間 (学校感染症罹患証明書に記載された出席停止期間を必ず記入してもらう)	公休願兼承認書 診断書 又は 学校感染症罹患証明書
② 感染が疑われる場合 (風邪のような症状、発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・臭覚の異常等がある場合)	発熱や咳などの風邪のような症状（呼吸器症状、倦怠感、味覚・臭覚異常含む）を発出した日から3日間。 ただし、症状が4日間以上続く場合は必ず、医療機関に電話で相談し、指示に従うこと。	公休願兼承認書 健康観察票
③ 保健所の調査により新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として特定された場合	保健所から指示された期間 (感染者と最後に濃厚接触をしてから起算して14日間)	公休願兼承認書 健康観察票
④ 海外渡航からの帰国者	帰国日から14日間 ※2	公休願兼承認書 健康観察票 パスポート(帰国日がわかるページ)のコピー

※1 大学に登校せず、かつオンライン授業の受講もできなかった場合には、「公休扱い」とする。

※2 入国制限措置により入国できない期間も公休の対象とする。

公休願の手続きについて

①「公休願兼承認書」を記入する

- 受付日・承認日は学生支援班で記入しますので、日付は記入しないでください。
- 公休理由は出来るだけ詳しく、その期間もカッコで記入してください。
- 授業科目名及びクラス名・担当教員名は省略せずに正確に記入してください。(同じでも「ㇿ」の使用は不可)
記入例…専攻英語 I 会話A-G 1 (クラス名も記入してください)
- 書き間違えた場合は、二重線を引いて書き直してください。(修正テープ不可) 訂正印は学生支援班で押しますので不要です。
- 公休願期間中の試験科目の有無は、小テストは含みません。必ずどちらかに○を記入し、試験がある場合は教務班で手続きをしてください。

②記入した「公休願兼承認書」を学生支援班に提出する

- 出席停止期間終了後すみやかに「公休願兼承認書」と併せて下記の提出書類※を学生支援班の窓口へ提出するかメールまたは郵送で提出してください。
- 窓口へ提出する場合、承認された公休願を受け取りに来る日を決めます。(受取日を承認日としますので確実に受取に来ることができる日を提出時にお知らせください)
- 郵送で提出する場合、「公休願兼承認書」が届き次第、承認手続きを行い返送いたします。返信用封筒(切手貼付、返送先記入)を同封のうえ証明書担当宛に送付してください。

③承認印が押された「公休願兼承認書」を受け取り教員へ連絡する

- 承認印が押された「公休願兼承認書」を受け取り、承認日から 10 日以内に授業担当教員へ連絡してください。
対面授業の場合・・・「公休願兼承認書」を教員に確認していただき処理欄にサインを書いてもらう。
オンライン授業の場合・・・メール等で「公休願承認書」を添付して教員へ連絡する。教員から、処理欄の記載をした返信メールをもらうこと。このメールをプリントアウトして保存すること。

④「公休願兼承認書」の原本は成績が出るまで保管する

※提出書類

新型コロナウイルス感染した場合・・・診断書(学校感染症罹患証明書)

風邪の症状を発症した場合、濃厚接触者の場合・・・健康観察票

海外渡航からの帰国した場合・・・健康観察票、パスポート(帰国日がわかるページ)のコピー

(1) サービスの取り扱い

教職員が、次に掲げる事項により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、職務専念義務を免除します（下記③④の場合は、「出勤停止」）。

- ① 教職員または同居の家族に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ② 教職員又は同居の家族が新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いがあると診断された場合
- ③ 小学校等の臨時休業による子の世話のために出勤できない場合
- ④ 保健所の調査により職員又は同居の家族が感染者との「濃厚接触者」に指定された場合

<申請方法>

所属長及び総務人事班に「職務専念義務申請書」を提出してください（出勤可能となった後で構いません）。教員の場合は、総務人事班（078-794-8121）に報告してください。

- ※ 「医師の診断書等」は不要です。新型コロナウイルス感染症対策の基本方針によると、「風邪症状が軽度である場合は、自宅での静養・療養を原則とし、状態が変化した場合に、居住地の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口又はかかりつけ医に相談した上で、受診する」とされているため、診断書等の添付をすることが困難であるため。ただし、所属長は当該職員より状況をよく聞き取りの上、適切に判断してください。

<付与単位>

1日、半日（短時間職員は除く）、1時間

(2) 妊娠中の女性職員等への配慮

一般的に妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があります。所属長等は、妊娠中の女性教職員が在宅勤務を積極的に活用できる配慮してください。なお、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある教職員や免疫抑制状態にある教職員についても同様に配慮してください。

(3) 学内託児サービス・ベビーシッター派遣事業の活用について

① 学内託児サービス

教職員が、新型コロナウイルスの感染症対策のための小学校等の臨時休業に伴い、学内託児サービスの利用を希望する場合は、総務人事班（078-794-8121）まで、事前に相談してください。

② ベビーシッター派遣事業

本学では、仕事と子育ての両立を支援するため、教職員が本学での就労のためにベビーシッターサービスを利用した際に、料金を一部助成する、公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッター派遣事業」を利用して、「ベビーシッター派遣事業割引券」の発行を行っています。この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特例措置が講じられます。本サービスを利用される場合は、総務人事班（078-794-8121）にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置

新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、保育所等において臨時休業等が行われることを踏まえた特例措置として、当面の間、1日対象児童1人つき5枚まで使用できます。

(例) ベビーシッター利用料金が10,000円の場合

割引券(2200円)×4枚=8800円分利用可能、残りの1200円は自己負担

1. 割引券の取扱いについて

本学教職員がご自身で、ベビーシッター事業者と請負契約を締結(サービスの提供を依頼)し、ベビーシッターを利用する1週間前まで※に以下の①②の書類を総務人事班に提出してください。ベビーシッター利用日までに、総務人事班より教職員に対して割引券を発行・交付します。

①割引券申込書(本学様式)

②請負契約書の写し(本人名義)または

注文書・利用申込書等、請負によりサービスを提供していることが分かる書類の写し

2. 割引券の使用手続きについて

特例措置により割引券を利用する場合は、割引券の裏面(本券及び報告用半券)の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由を記入してください。(事由欄に記載がない場合には特例措置の適用は受けられません。)

(例) ○月○日 ○○小学校が休校のため

○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため

3. 特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについて

特例措置として利用した場合は、非課税所得となります。

※参考 全国保育サービス協会 HP <http://acsa.jp/htm/news/2020022803.htm>

16. 感染者・濃厚接触者の人権について

- 感染者・濃厚接触者の情報については、個人情報保護の観点から、本情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報の取り扱いに十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めてください。

- 本学構成員が新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、当然に、不利益な取扱いを受けることはありません。また、学生間、教職員等全ての構成員の間での差別的な取扱いを禁止します。

■ 法務省人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、以下の相談窓口に相談してください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

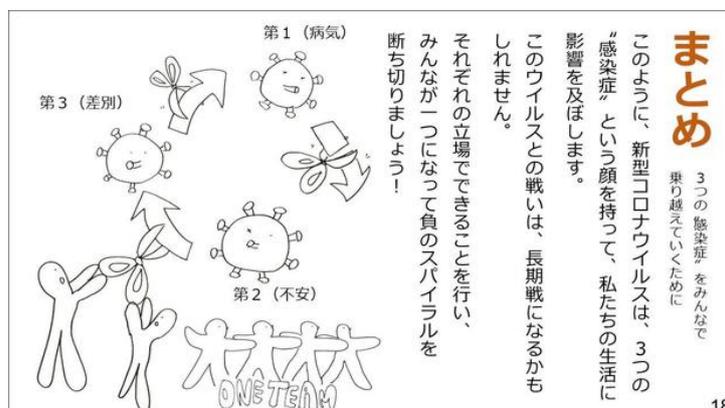
■ 日本赤十字社

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

新型コロナウイルスによる感染症は、世界中で感染の拡大が続いている状況です。この感染症は、“3つの顔”を持っており、これらが“負のスパイラル”としてつながることで、更なる感染の拡大につながっています。

※一括版（PDF形式）は以下よりダウンロードできます。参考になさってください。

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html より抜粋

17. 大学における主な相談窓口

	担当	電話	メール
総合窓口 本件の総合窓口 感染/感染疑い のある場合	総務人事班	078-794-8121	soumu@office.kobe-cufs.ac.jp
学部授業	教務入試班	078-794-8133	kyomu@office.kobe-cufs.ac.jp
学生支援・給付金	学生支援班	078-794-8131	gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp
保健室	保健室	078-794-8136	—
メンタルヘルス	学生相談室	078-794-8135	counseling@office.kobe-cufs.ac.jp
大学院	研究所班	078-794-8238	grad_kcufs@office.kobe-cufs.ac.jp
留学	国際交流班	078-794-8171	international-office @office.kobe-cufs.ac.jp
図書館	学術情報班	078-794-8151	lib-staff @office.kobe-cufs.ac.jp

<本学 HP における情報公開>

本学 HP において、新型コロナウイルス感染症にかかる本学の対応（下記項目）を随時更新し情報提供いたしますので、適宜ご確認ください。

<http://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2020/20487.html>

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①全学入構禁止について | ②式典・イベント等について |
| ③教職員の勤務体制について | ④授業関連について |
| ⑤就職情報関連について | ⑥大学施設について |
| ⑦奨学金・授業料減免・入学金減免について | ⑧海外渡航関連 |
| ⑨各省および各自治体の情報について | ⑩窓口時間について |

18. 各種健康相談窓口（学外）

■神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口（神戸市在住の方）

電話：078-322-6250

■兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター（兵庫県在住の方）

電話：078-362-9980

■各自治体の受診・相談センター等（帰国者・接触者相談センター）

以下より居住する自治体の相談センターが検索できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

【学内様式】

- 「感染者等質問項目表」 (別紙)
- 「公休願兼承認書」 (別紙)

【参考資料等】

- 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」 (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 (文科省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」 (内閣官房)
<https://corona.go.jp/prevention/>
- 鉄道を安心して利用いただくためのお願い (国交省)
<https://www.tokyu.co.jp/image/information/pdf/708f1d2b340937dd8a0da95fac078689dc5851f5.pdf>
- 飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取組の徹底について (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20200729-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20201007_mxt_kouhou01_mext_00028_01.pdf
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 兵庫県新型コロナ追跡システム
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase.html